

社会資源について

社会資源とは、利用者がニーズを充足したり、問題を解決したりするために活用されるものの総称です。この資料では、大田区・品川区の通園児と家族を対象に、社会資源の一部をご紹介します。概要のみ説明させていただきますので、さらに詳しい情報が必要な方は、遠慮なくお声掛けください。

① 手当・各種サービス

(身体障害者手帳又は愛の手帳等をお持ちの方対象のものや、手帳の等級等により対象が制限されている場合もあります)

1 手当 ※所得制限あり

区分	対象	月額(円)
① 重度心身障害者手当	常時複雑な介護を要する重度障害者	60,000
② 児童育成手当(障害手当)	身体1・2級児などを扶養している者	15,500
③ 障害児福祉手当	重度の障害児	14,850
④ 特別児童扶養手当(1級)	重度の障害児の父母など	52,400
(2級)	中度の障害児の父母など	34,900
⑤ 障害者福祉手当	区によって異なります。	

収入に変化があった場合や家族が増えた場合など、対象かどうかの確認がお勧めです。

2 補装具費の支給 ※所得制限あり

補装具の交付と修理、及び借受けに要する費用を支給します。

種類：車椅子、座位保持装置、下肢装具、歩行器、補聴器など

身体障害者手帳の障害別に品目が定められています。

※補聴器については、身体障害者手帳の交付対象外であっても、必要な児童への購入費助成制度があります。

3 日常生活用具の給付 ※所得制限あり

在宅の障害者(児)の日常生活用具を現物給付します。

手帳に記載の障害名により、対象の用具が異なります。

区によって、用具の種類や対象年齢等が異なります。

4 公共交通機関などの各種運賃や交通料の割引

JR線、私鉄、民営バス、航空、フェリーなどについて、手帳の提示により割引を受けることが出来ます。都営交通は、無料乗車券の交付制度があります。

(例) 東急電鉄：手帳の種別が「第1種」のお子さんの介護者は5割引
※2023年3月より、障害者用・介護者用のSuicaとPASMOが発売される予定

有料道路通行料金の割引は、事前手続きが必要です。

5 タクシー運賃の割引等

手帳の写真による本人確認により、運賃が1割引となります。

6 福祉タクシー・自動車燃料費

対象となる障害者(児)にタクシー券交付、若しくは自動車燃料費支給の制度があります。

7 税金等の控除・免除

「専ら障害者の方の通院、通学等のために使用する自動車」の税金の減免や、所得税、住民税、おむつにかかる費用の医療費控除等があります。確定申告や年末調整の際の申告により適用されるものもあります。

8 博物館や映画館の入館料、公共駐車場等の割引

公共・民間の博物館や美術館、映画館などの入館料が割り引かれます。都立公園等(上野動物園、多摩動物公園、葛西臨海水族館など)や、都立公園駐車場は無料で利用できます。本人だけでなく付添人も対象になる施設もあります。

9 郵便はがきの無料配布(20枚まで)

4月から5月頃、手帳をご持参の上、郵便局へお申し込みください。

10 東京都障害者休養ホーム事業

障害者(児)が家族や仲間とくつろげる保養施設を指定し、宿泊利用料の一部を助成する制度です。手帳をお持ちの方1人、付添者1人が助成対象となります。

[助成額]

手帳をお持ちの方(子供) 5,770円まで

付添者(大人) 3,250円まで

[対象施設]

北は北海道から、西は兵庫県まで、32施設あります。

11 その他

携帯電話で手帳の提示が可能となる「ミライロID」というアプリがあります。

② 在宅・その他支援

1 居宅介護

入浴、排せつ及び食事、通院等の介助や、生活等に関する相談、助言等の生活全般にわたる支援を行います。

2 移動支援

必要不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための移動の支援を行います。就学後より利用可能な区が多く、障害福祉サービス受給者証の取得が必要です。

3 訪問看護及び訪問リハビリ

医師の指示により、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が居宅等を訪問し、看護やリハビリを提供します。ほとんどの事業所で医療保険が適用されます。24時間対応や入浴介助、保険適用外でのサービス（外出や、きょうだい児のシッターサービスなど）を行う事業所などもあります。

③ 障害児通所支援

1 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

2 医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行います。

3 居宅訪問型児童発達支援

外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

4 放課後等デイサービス

授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進を行います。

保護者の就労状況等に関係なく、就学後より利用できます。

5 保育所等訪問支援

保育所などを訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

④ 相談事業

1 保健センター・保健所

〔相談内容〕

- ・ 子供の健康や育児の相談
- ・ 妊娠中の健康や出産に関する相談
- ・ 子供の体の発育や心の発達についての相談
- ・ 難病や小児慢性疾患に関する相談

※各区に設置されています。

2 子ども家庭支援センター

〔相談内容〕

- ・ 子どもとその家庭に関係するあらゆる相談を相談員がお受けします。
- ・ 地域の子育てに関する情報もたくさん持っています。相談内容に応じた適切なサービス情報を提供します。
- ・ ショートステイや一時預かりなど在宅サービスの提供やサークル支援やボランティア育成等を行っています。

※各区に設置されています。

3 児童相談所

〔相談内容〕

- ・ 保護者の事情で子供が家庭で生活できなくなった
- ・ 虐待など、子供の人権に関わる問題がある等

※住所地により管轄する児童相談所が異なります。

大田区・品川区 ⇒ 品川児童相談所 Tel:03-3474-5442

4 医療的ケア児コーディネーター

東京都では地域において医療的ケア児への支援を総合調整するコーディネーターを養成しています。相談先の選択肢の1つとしてご利用いただけます。

5 東京都 医療的ケア相談支援センター

医療的ケアを必要とするお子さま、ご家族の困りごとや心配なことの相談の場としてご利用いただけます。在宅生活を支える計画の作成や、災害時個別支援計画の作成、通園先施設（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育園等）への医療的ケアに関する助言指導なども行っています。又、医療的ケアを必要とするお子さまの様々な人権をまもるためのご相談にも対応しています。

6 障害児相談支援事業所

〔支援内容〕

お子さんが抱える課題の解決や制度・サービス等の情報提供を行い、適切なサービス利用に向けて、きめ細やかな支援を行います。

障害児通所支援等の利用申請手続きにおいて、お子さんの心身の状況や環境、

お子さんまたは保護者の意向を踏まえて、「障害児支援利用計画案」の作成を行います。また、障害児通所支援等の利用が決定した際は、利用事業所等との連絡調整を行い、決定内容に基づく「障害児支援利用計画」の作成を行います。定期的に利用状況等の検証（モニタリング）を行い、計画の見直しを行います。

⑤ 入所及び一時預け等

1 短期入所

在宅での生活が一時的に困難になった場合や介護者の休養、旅行、ご家族の病気や冠婚葬祭時などの際に利用していただけます。

ご利用にあたっては、障害福祉サービス受給者証の取得が必要です。又、所得に応じた利用負担額と、施設ごとに設定された自己負担額がかかります。

身体機能や医療的ケアの有無など、施設によって利用対象が異なります。

2 特定短期入所

日中のみお子さんをお預かりするサービスです。ご利用にあたっては、「重心」での障害福祉サービス受給者証の取得が必要です。

〔施設例〕

○まんまる（世田谷区）

0歳から利用可能。8km範囲内での送迎あり。区外の方も利用可。

○大田区立障がい者総合サポートセンターB棟短期入所

4・5歳児で身体障害者手帳をお持ちの方（大田区外の方は身体障害者手帳と愛の手帳の両方をお持ちの方）が対象。送迎無し。

3 レスパイト入院

一時的に入院ベッドを利用してお子様をお預かりし、ご家族が休息を取れるように支援することを目的とした入院です。冠婚葬祭や介護者の病気、受診、出産、旅行などの際にも利用できる社会資源です。利用対象は病院により異なります。

4 重症心身障害児者等在宅レスパイト事業

在宅で重症心身障害児者等を介護している家族等の負担軽減を図るため、訪問看護師等が自宅に出向き、家族等が行っているケアを一定時間代替する事業です。

5 親子入所・入院・入園

リハビリテーション及びご家族への療育指導などを受けることができます。

〔実施施設例〕

○ 心身障害児総合医療療育センター（板橋区）

○ ボバーズ記念病院（大阪府）

○ 信濃福祉医療センター（長野県）

6 入所施設

○ 福祉型障害児入所施設

障害児について、入所により日常生活の指導や独立自活に必要な知識技能の付与等を行います。

○ 医療型障害児入所施設

障害児について、入所により日常生活の指導や独立自活に必要な知識技能の付与、治療等を行います。

⑥ 年金

心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養する保護者が死亡または重度障害になったときから、障害者に終身年金を支給し、保護者の不安の軽減と障害者の福祉の向上を図る任意加入の制度です。

⑦ その他

1 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）

- ・医療的ケアが必要な児童等が救急時や災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関（特に救急医）が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムです。
- ・医師と家族が相互に情報を入力できます。
- ・検査画像や発作時の状態、取り入れてほしい姿勢なども共有可能です。
- ・家族と主治医が申請書に記入することで申請できます。
- ・詳細確認や申請書のダウンロードなど、厚生労働省ホームページから可能です。

2 災害への備えについて

大田区：避難行動要支援者名簿の登録

品川区：避難支援個別計画

災害が起こったときの安否確認や、災害に備えた地域の協力関係づくりなどに活用されます。

〔窓口〕

大田区：障害福祉課 電話：03-5744-1251

品川区：防災課 電話：03-5742-6696

【引用資料等】

- 障がい者福祉のあらまし（大田区）
- 障害者福祉のしおり（品川区）
- 社会福祉の手引き（東京都）
- 福祉保健局ホームページ